

第 5712 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月17日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人設立届書等の手続きが簡素化

Q：平成29年の税制改正で法人設立届出書等の手続きの簡素化があったとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年の税制改正で法人設立届出書等の手続きの簡素化がありました。

改正内容は、平成29年4月1日以後、次の「登記事項証明書」を以下の対象届出書に添付しなくてよいとするものです。

- ①法人の設立、解散、廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」
- ②税務署からの求めにより、添付が求められていた「登記事項証明書」

【対象届出書等】

- ・法人設立届出書
- ・外国普通法人となった旨の届出書
- ・収益事業開始届出書
- ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出書
- ・法人課税信託の受託者となった旨の届出書
- ・表示事項省略（異なる表示の）承認申請書
- ・酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書
- ・酒類業組合（連合会、中央会）解散届出書
- ・酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書
- ・酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書
- ・営業等開始・休止・廃止申告書
- ・石油石炭税委託採取開始申告（終了届出）書
- ・営業等承継申告書

